

第 2 回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会

議事録

令和 7 年 9 月 17 日（水） 14 時 57 分～16 時 00 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益委員	坂本委員、庭本委員、上林委員
労働者委員	浦上委員、三浦委員、森田委員
使用者委員	竹本委員、床次委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、 村田労働基準監督官、山中労働基準監督官
(1) 兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 定刻より少し早いですが、皆様お揃いですのでただ今から、第 2 回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、皆様御出席ですので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。 では、この後の進行につきましては部会長にお願いいたします。 ○坂本部会長 それでは議題に入りたいと思います。 前回 8 月 21 日の専門部会において全会一致で改正の必要性ありとの決議を行いましたので、本日は、議題（１）「兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として金額の審議となります。 今までの審議の中でお話いただいている部分もありますが、労使から金額審議に当たっての金額提示及びその理由等をご発言いただき、そこから審議を進めていきたいと	

思います。よろしくお願いいたします。

最初に労使それぞれで打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使各委員

はい。

○坂本部長

それでは別室をお願いします。

(労使各委員、別室に移動)

(労使各委員、別室から戻る)

○坂本部長

それでは、審議を再開します。

まず、申し出をいただいた労働者側委員から理由とともに金額提示をお願いします。

○三浦委員

では三浦の方から労働者側の改正金額の要望について説明させていただきます。

先日の必要性審議では、使用者側からも現時点では特定最賃の優位性・特異性は必要と考えているということから、塗料業界としても人材確保につなげる金額改正の必要性を認めるという回答を頂き一定の理解はいただけたかと思います。その中で業界における具体的・客観的事実及びデータに基づいた根拠が必要だということにおいて、労働者側としてもデータに基づいた根拠は必要であると考えておりますので、大きく三つに分けてご説明いたします。

まず一つ目は塗料業界の役割と現状についてですが、塗料は製造設備、インフラ設備というように様々な部材をコーティング剤として生活のあらゆる場面に登場し日本の基幹産業を支える土台的な存在であると捉えています。しかし、その特性上化学薬品等あらゆる化学物質を取り扱うことによって昔から3K職場との印象がいまだに根強く残っていますが、地賃や他産業との優位性を高めるために特定最賃が設置されています。これまで労使のイニシアティブによって特定最賃の引き上げを進め、人材の確保、産業の発展に寄与してきました。

二つ目に人材確保についてですが、塗料業界全体として人手不足で困っている企業が多いと考えています。賃金水準を上げて産業全体の発展のために特定最賃を引き上げることによって地賃との優位性を高め産業発展につながる賃金構造を作っていく企業内最賃の引き上げにより未組織労働者、非正規・再雇用者等同じ産業で働く仲間へ波及させていくことが重要であると考えています。

三つ目として、業界動向と25春闘の結果についてですが、24年度の塗料業界の動向としては日塗工の調べでは原材料、諸物価の高騰また労働力不足、さらに自動車は

減産の影響もありましたが、船舶の修繕需要が堅調に推移したことによって利益確保が出来たところもあり、また売価是正により業績を上げた企業もあり、これら観点から塗料業界の 25 春闘は加盟単組加重平均 5.13 パーセントの賃金改善が達成されています。そういったところから、地域別最賃との優位性を維持し塗料産業の人材確保、他産業への人材流出を防ぐ観点からも特定最賃の金額改正については 5.55 パーセントアップの 1,099 円から 61 円アップの 1,160 円を労働者側の主張とさせていただきます。

○坂本部長

それでは、次に使用者側委員の方からお願いします。

○吉川委員

では吉川の方から主張をさせていただきます。

生産の方は年々減少傾向にあり、売上金額だけの方を見ましたら右肩上がりで去年と今年とはほぼ横ばいな感じでございます。確かに昨年以降、船舶は良くて平均すると堅調に推移しているかと思えます。売上金額が落ちないというのは一重に価格是正、価格転嫁で売り上げが何とか維持できています。この価格転嫁のスピードにしても大手は早いですが、中小零細は遅れ気味になっています。大手に比べ価格転嫁が遅れてくるという傾向にあることから中小の厳しさは無視できないと考えています。価格転嫁ができているとはいうものの原材料費は依然高騰が続いており厳しい状況は続いています。このような背景で話し合い、金額を考えました。職場環境の厳しさ、また優秀な人材の確保も大事でありある程度検討しなければならない。中央最賃の産業計ではBランクで 2.9 パーセントの賃金上昇率で兵庫県の場合これに当てはまりますので、今回 1,099 円の 2.9 パーセントアップのプラス 32 円で回答させていただきます。

○坂本部長

労使双方より金額提示とそのお考えをお聞きしました。

労働者側は 61 円引き上げの 1,160 円

使用者側は 32 円引き上げの 1,131 円

という御主張でした。

具体的な提示額をお聞きしましたが、金額に開きがありますのでこれから詰めをしたいと思います。

最初に公益と労働者側でお話し合いをさせていただきたいと思います。

その後使用者側ともお話し合いをさせていただきたいと思います。

それではよろしいか。

○労使各委員

はい。

○坂本部長

ではお願いします。

(別室に移動し公・労会議)

(別室に移動し公・使会議)

(別室に移動し公・労会議)

○坂本部長

再開します。

時間の関係もありますので、本日はここで審議を終了したいと思います。

労使双方からお話をお聞きしましたが、本日の段階では労働者側は 61 円引き上げの 1,160 円、使用者側は 32 円引き上げの 1,131 円というご意見でした。

まだ金額に隔たりがあり一致に至っていません。労使共にもう少し審議を重ねていきたいとの意向ですので次回引き続き金額審議を行いたいと思います。

次回の日程について事務局から説明をして下さい。

○安積賃金室長

次回は 9 月 19 日金曜日午前 10 時からとなりますがいかがでしょうか。

(各委員で各自の日程を確認)

○坂本部長

では次回は 9 月 19 日金曜日午前 10 時からの開催とします。

金額審議の 2 回目となりますが引き続き公開とします。次回の審議に臨むにあたって、労使それぞれでしっかりと意見調整をお願いしておきます。

事務局から何か他に連絡事項はありますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○坂本部長

では本日の審議はこれで終わります。ご疲れ様でした。

坂本 知可

浦上 哲也

吉川 和宏